

社会福祉法人 寿清会 グループホーム 笹森の屋 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿清会（以下「本会」という。）が設置する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護施設笹森の屋（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業運営に努め、要介護者（要支援者）であって認知症の状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、要介護者（要支援者）であって認知症の状態にある高齢者に対し、共同生活住居において家庭的な環境の下で、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活ができるようにするものとする。

第2章 事業の名称及び所在地

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 笹森の屋
- 二 所在地 大崎市古川清滝字笹森118番1

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に配置する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 （兼務）
- 二 計画作成担当者 1名 （兼務）
- 三 介護職員 1ユニット5名以上（常勤換算）

(職務の内容)

第 5 条 職員のそれぞれの職務は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、職員及び業務の管理を、一元的に行う。また、業務管理等に必要な職務として、管理者業務の遂行に支障がない程度の介護業務を行うことができる。
- 二 計画作成担当者は、利用者の生活相談、援助及び認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等利用者の処遇に関する業務を行う。
- 三 介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく利用者の自立支援と日常生活を営む上で、必要な生活機能の維持改善に関する業務を行う。

第 4 章 利用定員

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は 18 名（笹の屋 9 名・森の屋 9 名）とする。

第 5 章 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の内容、利用料及びその他の費用

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第 7 条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、サービスの提供を行う。

- 一 計画作成担当者は、利用者の心身の状況及びその家族の希望並びにその置かれている環境を踏まえて指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- 二 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、計画の内容等について説明するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

一 入浴

ア 利用者が清潔で快適な生活を送ることができるよう、1週間に2回以上の入浴サービスの提供を行う。なお、体調不良等で入浴できない利用者については清拭を行う。

二 食事

ア 利用者の食事は、栄養士が作成する献立に基づいて利用者と職員が共同で炊事を行う。

イ 食事は、食堂において行うことを基本とし、食事の後片付け等は、できるだけ利用者と職員が共同で行う。

3 自立支援と日常生活支援

ア 利用者の心身の状況に応じ適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。また、おむつを使用しなければならない利用者については、適切におむつの取り替えを行う。

イ 利用者の離床、着替え、洗顔、美容、歯磨き等日常生活上の適切な世話をを行う。

ウ 生活意欲の向上を図るため、教養・娯楽、レクリエーション活動及び機能訓練を行う。

エ 利用者の健康状態に常に注意し健康管理を行い、疾病の予防、早期発見に努めるとともに、疾病者については適切な措置を講ずる。

オ 事業所の行事への地域住民の参加又は地域の行事、老人クラブの行事等への参加に努め、地域住民との交流を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて1割から3割分の利用料とする。

2 前項に定める利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額は利用者の負担とする。

一 管理費 25,000 円(月額)

二 食材費 42,000 円(月額)

三 理髪代 実費

四 おむつ代 ・紙おむつ M1枚 90円 L～LL各1枚 100円
・紙パンツ M1枚 90円 L～LL各1枚 100円
・尿取りパット 1枚 30円

五 居室の光熱水費・雑費 実費

六 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護
において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要であるものに
係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

七 複写物代 コピー代 1枚につき10円

八 印刷物代 1枚（A4版）につき50円

3 月の中途における入居又は退居の場合の利用料は、日割り計算とする。

（利用料の徴収）

第9条 法定代理受領に該当する地域密着型認知症対応型共同生活介護サービスを
提供した際には、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて1割から3割分の
利用料の支払いを受けるものとする。

第6章 入退居に当たっての留意事項

（入居）

第10条 事業所の利用者は、要介護者（要介護1～5）もしくは要支援者（要支援2）
であって認知症の状態にあるもののうち、次の各号に該当する者とする。

- 一 小人数による共同生活を営むことに支障がない者
- 二 自傷他害のおそれのない者
- 三 常時医療機関において治療をする必要のない者

2 入居申込者又はその家族は、入居申込みに際し入居する者の主治の医師の診断書を
提出しなければならない。

3 管理者は、提出された主治の医師の診断書等により、入居する者が認知症の状態に
ある者であることの確認を行うこととする。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等を確認するものとする。なお、被保険者証に認定審査会の意見等が記載されている場合は、その指示に従って指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行うものとする。また、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居名称を記載、退居に際しては退居の年月日を利用者の被保険者証に記載するものとする。

(退居)

第12条 入居後利用者の状態が変化し、前条の各号に該当しなくなった場合は、退居させることができることとする。

2 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うこととする。また、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めることとする。

第7章 施設の利用に関する事項

(利用開始時の同意)

第13条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制その他サービス提供に関する、必要な事項について文書にて説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

また、同意の方法に関しては利用者の意向を踏まえ、電磁的記録による対応も行えるものとする。

(施設の利用に関する留意事項)

第14条 施設の利用及び設備の使用上の注意として次のものとする。

- 一 外出・外泊時には職員に届け出て許可を受ける。
- 二 施設、設備、敷地をその本来の用途に従い利用するものとする。
- 三 他の利用者に迷惑となる物品については持ち込みできないものとする。

四 事業所の職員や利用者に対し、宗教活動、営利活動、各種勧誘等をできないものとする。

五 施設敷地内は禁煙とする。

六 飲酒については医師の了承があれば限定的に認めるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業所は、入居申込者が入院治療を要すること等入居申込者に対し、事業所が必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院、診療所等の紹介を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 事業所の管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知するものとする。

- 一 利用者が、正当な理由なしに地域密着型認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等を増進させたと認められるとき。
- 二 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に従事する職員は、サービス提供中に利用者の身体に急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに管理者又は隣接施設の看護師に連絡するものとする。

2 管理者又は看護師は、適切な応急措置を講ずるとともに、利用者の主治医又は協力医療機関の医師及び家族に連絡し、医師の指示に従い必要な措置を講ずるものとする。

(協力医療機関との連携)

第18条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるために、予め協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
- 二 事業所から診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している。
- 3 事業所は、次のとおり協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。
 - 一 協力医療機関：高橋医院・佐々木医院
 - 二 協力歯科医療機関名：たかはし歯科診療所
- 4 事業所は、利用者の緊急事態に備えて、定期的に協力医療機関と会議を行い、利用者の病状等について情報共有や急変した場合の対応を確認するものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

第9条 苦情に関する事項

(苦情処理)

- 第19条 提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 利用者からの苦情について、市町村、国民健康保険団体連合会等から質問、調査がある場合は、これに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、適切に対応するものとする。

第10章 虐待防止に関する事項

(身体拘束)

- 第20条 事業所は、原則として身体拘束を行わないものとする。
- 2 自傷他害の恐れがある場合、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあるが、この場合はその様態及び時間、その際の利用者の健康状態、緊急やむを得ない切迫した状況について理由を記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
 - ・ 虐待防止のための指針の整備をするものとする。

- ・ 虐待を防止するための定期的な研修を実施するものとする。
 - ・ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置するものとする。
- 2 事業所は、事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センターや市町村等、担当窓口に通報するものとする。

第11章 非常災害対策・感染症対策

（業務継続計画の策定等）

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第23条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果を、職員に周知徹底を図るものとする。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備するものとする。
- 4 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 5 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 6 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

第12章 その他運営に関する重要事項

(個人情報保護・秘密保持)

第24条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第25条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講ずるものとする。

(職員の資質の向上)

第26条 事業所は、職員の提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・ 採用時研修
- ・ 継続研修（内部研修・外部研修）
- ・ その他業務遂行や質的向上に必要と認められる研修

(記録の保管)

第27条 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

2 事業所は、書面の作成、保存等を書面の他、電磁的記録により行うものとする。

(地域との連携等)

第28条 事業所は利用者の社会的参加を促進するために下記のとおり地域社会との連携をはかる。

- 一 家族等との面会・外泊等を積極的に行う。
- 二 地域や施設内の諸活動を通じて利用者と地域社会との交流をはかる。
- 三 施設内外での活動やボランティア活動を受け入れ利用者の交友関係を深める。

(ハラスメント対策)

第 29 条 事業所は、利用者に対し適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化を行うものとする。

(掲示、広告)

第 30 条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する他、重要事項等の情報を法人のホームページに掲載・公表することとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護については、事実に基づき広告することができるものとする。

(損害賠償)

第 31 条 本会は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

2 本事業の実施に当たっては、朝日火災海上保険株式会社 施設賠償責任保険に加入するものとする。

(会計の区分)

第 32 条 本事業の会計は、その他の事業の会計とは区分する。

(その他)

第 33 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項については、社会福祉法人寿清会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成15年10月 1日から適用する。）
この規程は、平成15年12月 1日から施行する。

附 則（平成18年 4月 1日から適用する。）
この規程は、平成18年 5月27日から施行する。

附 則（平成20年 6月 1日から適用する。）
この規程は、平成20年 9月11日から施行する。

附 則（平成24年 4月 1日から適用する。）
この規程は、平成24年 5月17日から施行する。

附 則（平成27年 4月 1日から適用する。）
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 （平成27年 8月 1日から適用する。）
この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則
この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 （平成31年 4月 1日から適用する。）
この規程は、令和 1年5月23日から施行する。

附 則 （令和 4年 4月 1日から適用する。）
この規程は、令和 4年5月23日から施行する。

附 則 （令和 4年 8月 1日から適用する。）
この規程は、令和 4年8月22日から施行する。

附 則 （令和 5年 6月 1日から適用する。）
この規程は、令和 5年5月18日から施行する。

附 則 （令和 6年 6月 1日から適用する。）

この規程は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。